

生食発 1227 第 2 号
4 輸国第 4473 号
令和 4 年 12 月 27 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国からアメリカ合衆国向けに輸出する食肉については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 US-A1「アメリカ合衆国向け輸出食肉の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。また、同国向けに輸出する食肉からの腸管出血性大腸菌 026、045、0103、0111、0121、0145 及び 0157 の検査法については、手続規程の別紙 US-A1-1「アメリカ合衆国向け輸出食肉認定施設における牛肉からの腸管出血性大腸菌 026、045、0103、0111、0121、0145 及び 0157 の検査法について」により示しているところです。

今般、手続規程の別紙について下記のとおり所要の改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 別紙 US-A1 について下記の改正を行ったこと。
 - (1) STEC 検査における検体採取において、3 枚目のバッグの採取を不要としたこと。
 - (2) 別紙様式 6 - 1 食肉衛生証明書発行申請書様式の明細情報の記載例の変更。

- 2 別紙 US-A1-1 について下記の改正を行ったこと。

スクリーニング検査法 (AOAC 法) における培養温度の変更。